

# 仕様書「フェンス門扉等修繕（岩倉村松風致保全緑地）」

京都市都市計画局風致保全課

(担当：浅倉、水無瀬 075-222-3476)

## 1 工事名

フェンス門扉等修繕（岩倉村松風致保全緑地）

## 2 工事の目的

本市が所管する風致保全緑地のフェンスについて、門扉の開閉に支障が生じているため、容易に開閉が行えるよう修繕工事を行うもの。また同所管地内の縦排水の蓋のボルト固定が外れていることから、再度固定する修繕工事を行うもの。

## 3 工事期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

## 4 工事場所

左京区岩倉村松町 地内（岩倉村松風致保全緑地）

## 5 工事範囲

別紙「箇所図」及び「現地写真」参照

## 6 工事内容①

- ・工事箇所のフェンスについて、門扉1基の上部の蝶番が経年劣化により破損しており、開閉に支障が生じていることから蝶番の取替えを行う。
- ・下部の蝶番も劣化が進んでいるため、上部の蝶番と同様修繕するものとする。
- ・本工事箇所は道路に隣接していることから、工場等に運搬せずに現地で加工する場合は、施工期間中、施工範囲をカラーコーン・バー等の安全施設で囲うとともに、必要に応じて警備業法に基づく認定を受けた警備業者の交通誘導警備員を配置すること。その場合、道路上において作業を行う必要があるため、受注者は事前に所轄警察署の道路使用許可を受けたうえで、車両等の安全確保に十分配慮して作業を行うこと。

## 工事内容②

- ・工事箇所の縦排水の蓋のボルト固定が外れているため、劣化したボルトを取替え、再固定するもの。
- ・工事箇所は桜坂自治会集会所の敷地の裏の石積擁壁の上部にあるため、修繕工事の際は桜坂自治会集会所の敷地を通行し、修繕工事するものとする。その際、事前に桜坂自治会に連絡する必要があるため、施工日の1週間前までに本市担当職員に連絡すること。

## 7 支払条件

- ・受注者は工事完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真及び、交通誘導警備員の日報を添付するものとする。
- ・完了届が提出され、適切に工事が履行されたことが確認されたのち、本工事に係る経費を支払う。

## 8 特記事項

- ・本工事に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本工事に含む。
- ・修繕に伴い発生した残材等は受注者の責任で適切に処分するものとし、運搬費及び処分費は、本工事に含む。
- ・作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・作業日程については、作業実施の1週間前までに本市担当職員に連絡すること。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

### 工事内容①

- ・フェンス扉の蝶番取替え

### 工事内容②

- ・縦排水の蓋のボルトの取替え及び再固定

### 工事内容①



岩倉長谷町

### 工事内容②



# 現地写真（工事内容①）



# 現地写真（工事内容①）

蝶番上部状況



# 現地写真（工事内容①）

蝶番下部状況



## 現地写真（工事内容②）



# 現地写真（工事内容②）

